

社会福祉法人多久市社会福祉協議会
感染症の予防及びまん延防止のための指針

(目的)

第1条 この指針は、社会福祉法人多久市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が提供する福祉サービスの利用者等の感染症の予防及びまん延防止を目的として定める。

(基本的考え方)

第2条 利用者の居宅や事業所における感染症の予防及びまん延防止のために、必要な措置を講ずる体制を整備し、利用者やその家族及び職員の安全を確保するために必要な対策を実施する。

(体制)

第3条 本会では、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討するために、感染症対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。また、委員会の責任者は事務局長とする

- 2 委員会の委員は、課長、管理者、サービス提供責任者、その他事務局長が必要と認める者で構成する。
- 3 委員会は、感染症対策担当者(以下「担当者」という。)を1名置き、担当者はサービス提供責任者とする。
- 4 委員会は、概ね6か月に1回以上定期的を開催するとともに、感染症が流行している時期は必要に応じて随時開催する。
- 5 委員会は、次に掲げる事項について検討する。
 - (1) 感染対策の立案
 - (2) 指針、マニュアル等の整備に関する事
 - (3) 職員を対象とした感染予防研修の実施に関する事
 - (4) 感染症発生時の対応と報告
 - (5) 感染対策実施状況の把握と評価
 - (6) 事業所内感染対策に関する職員への研修・訓練の実施
- 6 委員会は職員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの遂行を目的とした研修を行う。
 - (1) 新規採用者に対して、新規採用時に感染対策の基礎に関する教育を行う。
 - (2) 全職員を対象に、定期的な研修を年1回以上行う。
 - (3) 外部で実施されている研修会へ積極的に参加する。
- 7 委員会は、感染症が発生した場合を想定し、役割分担の確認や感染防止対策をした状態でケアの演習等の訓練を全職員対象に、定期的に年1回以上行う。
- 8 委員会の審議内容、感染対策の研修や訓練の記録は2年間保管する。

(平時の対応)

第4条 事業所内の衛生管理として感染症の予防及びまん延防止のため、日頃から整理整頓を心がけ、換気、掃除、消毒を定期的に行い、事業所内の衛生管理、清潔保持に努める。

- 2 職員は、標準的な感染対策として感染症の予防及びまん延防止のため、検温、手洗い、手指消毒を行う。
- 3 介護職員の感染症対策として、介護職員は利用者宅で介護する場合の感染対策として、検温、手洗い、手指消毒、勤務中のマスクの着用を行う。
- 4 職員は、利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、日常から注意して観察し、異常症状を発見したら、すぐに家族に知らせる。

(感染症や食中毒の発生の対応)

第5条 感染症や食中毒（以下「感染症等」という。）が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、以下の手順に従って報告する。

- (1) 職員が利用者の健康管理上、感染症等を疑ったときは、かかりつけ医への相談や医療機関の受診を勧める。
 - (2) 受診の結果、感染症等と判断された場合は、利用者の状態や実施した措置などを把握する。
 - (3) 事業所内に、当該感染症の症状と似た職員が複数いる場合は、保健所やかかりつけ医等へ相談する。
- 2 職員は感染症等が発生したとき、又はそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するため速やかに以下の事項に従って対応する。
- (1) 発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払うこと。
 - (2) 感染者又は感染が疑われる利用者の居宅を訪問する際には、訪問直前に使い捨ての予防着、マスク、手袋を着用する。また訪問後は、速やかに使用した予防着等をビニール袋に入れ、手指消毒を行うこと。
 - (3) 利用者の感染が疑われる際には、速やかに関係機関に連絡を入れサービスの利用の調整を行うこと。
 - (4) 必要に応じて利用者の主治医や保健所に相談し、技術的な応援の依頼及び指示を受けること。
- 3 感染症等が発生した場合には、利用者の主治医、保健所、行政等の関係機関に報告して対応を相談し支持を仰ぐ等、緊密に連携を図り、必要に応じて職員への周知、家族への情報提供と状況の説明等を行う。
- 4 外部へ情報を発信する場合や、事業所として公表する場合は、個人情報取り扱いに十分配慮する。

(その他)

第6条 指針及び感染症対策に関するマニュアル等は、委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

2 指針は、誰でも閲覧できるよう事業所に備え置くとともに、ホームページにも公表する。

附 則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。